

## 経済戦略局（金融相談及びセーフティネット保証認定等の業務）会計年度任用職員要綱

### 1 目的

この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、経済戦略局（金融相談及びセーフティネット保証認定等の業務）会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 任用について

会計年度任用職員の選考は、以下の内容を総合的に勘案して行う。

- （１）書類選考
- （２）面接選考

### 3 再度の任用について

再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

### 4 勤務時間について

会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は次のとおりとする。

#### （１）「勤務日数」

１日６時間の勤務時間で週５日の勤務日

#### （２）「勤務時間等」

午前９時から午後５時３０分までのうち、６時間４５分（休憩時間４５分を含む）

## 附 則

1 この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

2 「中小企業に対する金融相談及び中小企業信用保険法（昭和２５年法律第２６４号）に基づく特定中小企業者の認定に関する業務にかかる非常勤嘱託職員要綱」については廃止する。